

参考資料 3  
(第6回保安対策WG  
参考資料 4)

# 登録調査員制度について

(一社)日本コミュニティーガス協会  
平成28年5月31日

## 1. 目的

会員である簡易ガス事業者が消費機器の調査及び灯内内管の漏えい検査を行う者(調査員)を任命するに際し、需要家先の保安を確保するため、一定水準以上の能力を有する者を選任できるようにするとともに調査員の資質向上を図る。

## 2. 受講対象者

受講対象者は、会員事業者の従業者に限定せず、当該事業者より消費機器調査を受託する事業者の従業者等も含まれている。(例えば、LP販売における保安機関の従業者等)

## 3. 講習会の実施主体

協会各支部(全国10支部)が主催となって、各支部年平均2回実施している。

(参考)平成27年度受講実績

● 認定講習会 : 1,801人    ● 再講習会 : 5,290人

## 4. 調査員認定講習会の受講資格

調査員認定講習会の受講資格は、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① ガス主任技術者免状の所有者
- ② 高圧ガス製造保安責任者免状又は、高圧ガス第二種販売主任者免状の所有者
- ③ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条によるガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者
- ④ 液化石油ガス設備士免状の所有者
- ⑤ 液化石油ガス法に係る業務主任者代理認定書又は、同法施行規則第36条第2項に定める要件に適合する者(調査員は除く。)の講習修了証の所有者
- ⑥ 液化石油ガス法に係る調査員の講習修了証の所有者、ガス事業又は液化石油ガス販売事業に係る周知、開閉栓作業又は、ガス機器の設置・修理並びに供給、工事の実務に6ヶ月以上の経験を有する者

## 5. 講習概要

認定講習	講義： 5時間 「調査員講習テキスト」及び 「消費機器調査・内管漏えい検査規程」に基づく	認定試験： 1時間
再講習	資格取得後、3年毎に再講習（講義： 3時間）	

### 主な講義内容

#### ①「調査員テキスト」

- ・ 法令関係、ガスの性質・性状、燃焼について、消費機器とガスの適応性、給排気について、接続具等

#### ②「消費機器調査・内管漏えい検査規程」

- ・ 調査の目的、調査内容、調査結果の記録、ガス漏えい検査方法及び記録等、訪問時の注意点等

なお、前頁4.「調査員認定講習会の受講資格」の①から⑤の有資格者にあつては、認定試験を省略することができる。

## 6. 登録状況

平成28年3月末現在の登録調査員数は、全国で20,922人である。

会員事業者数は約1400社であり、1社平均15人の調査員（委託先の従業者を含む）が消費機器調査業務にかかわっていることになる。